

概要版

# 第3次 飯塚市人権教育・啓発 実施計画

市民一人ひとりの人権が大切にされる、  
人権尊重のまちづくりをすすめましょう



飯塚市



# 1 計画策定の趣旨

本市は、これまで2016年(平成28年)に策定した「第2次飯塚市人権教育・啓発実施計画」に沿って、市民一人ひとりの人権が尊重され、あらゆる差別のないまちづくりを推進してきました。

しかしながら、社会生活のさまざまな局面において、部落差別問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人等に対する偏見や差別が見られ、特にインターネット上での人権侵害は大きな社会問題となっています。

そのような中、人権問題の解決に向けた法整備も進み、2018年(平成30年)4月には「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」を施行しました。

このような人権を取り巻く状況を踏まえ、2021年(令和3年)に改定した「飯塚市人権教育・啓発基本指針」に基づき、「飯塚市人権問題市民意識調査」で明らかになった課題など、さまざまな人権問題の解決と人権が尊重される社会を実現するため、「第3次飯塚市人権教育・啓発実施計画」を策定しました。

## 計画の位置づけ

人権教育・啓発推進法に基づいた本市における「人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する」ための計画です。

## 計画の期間と進行管理

計画の期間は、2022年度(令和4年度)から2026年度(令和8年度)までの5年間とし、実施状況の把握と評価については毎年度おこなうこととします。

## 計画の体系

人権全般に関する基本的施策と、部落差別、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等の分野別人権施策について、今後の方向性と取り組みを明らかにしていきます。

## TOPICS

### SDGsと人権

2015年(平成27年)9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年(令和12年)までの国際目標(SDGs)の内容はどれも「人が生きること」と関連しています。そして、その前文には「誰一人取り残さない」、「すべての人々の人権を実現する」と宣言されており、人権尊重の理念が基礎にあることを示しています。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





## 2 人権全般に関する基本的施策の推進



### 人権意識の高揚を図るための施策の推進

人権意識の高揚と豊かな人権感覚の育成のためには、人権を尊重することの重要性を正しく認識し、そして自分の人権のみならず他者の人権についても正しく理解して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち「人権の共存」を図っていくことが重要です。

そのため、人権を尊重する態度や行動を身につけるための人権教育・啓発や主体的な学習活動の促進等、総合的な視点に立った人権施策を推進していきます。

1

就学前教育における  
人権教育の推進

2

学校教育における  
人権教育の推進

3

市民を対象とした研修会等による  
人権教育・啓発の推進

4

地域で人権教育・啓発に取り組む  
指導者の養成

5

市民の主体的な  
人権啓発活動の促進

6

企業等における  
人権教育・啓発の推進

7

人権教育・啓発に関する  
情報提供の充実

8

特定の職業に従事する人に対する  
人権教育・啓発の推進



### 人権擁護に資する施策の推進

市民が人権を侵害されたり、人権侵害につながる問題に直面したときに、それぞれが主体的に判断し問題を解決できるよう支援をおこなっていきます。

人権を救済すべき事案を適切に、かつ速やかに手続に乗せていくことができるよう、人権にかかわる関係機関や国の人権擁護機関等との連携協力を推進していきます。

1

市民の主体的な判断による  
問題解決のための支援

2

人権相談事業の推進

3

人権救済・保護にかかる  
連携体制の構築



## 3 分野別人権施策の推進

### 部落差別問題

2016年(平成28年)「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、部落差別は許されないものであるという認識のもとこれを解消するため、相談体制の充実や教育及び啓発に努めることが定められました。この法律の理念にのっとり、2018年(平成30年)4月に施行した「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」に基づいて、部落差別問題の解決に向けた取り組みを積極的に推進します。

就学前教育を含む学校教育では、教職員の資質向上や学校での取り組みの発信など、部落差別問題をなくす教育の理解を深め、差別を許さない、そして真に差別をなくしていく意志と実践力をもった、人権感覚豊かな子どもたちの育成に努めます。

社会教育及び啓発活動においては、市民が部落差別問題に対する正しい理解を深めるための学習機会の一層の充実や地域における指導者の育成、企業等に対する取り組みを積極的に推進します。

1 学校教育における  
部落差別問題をなくす教育の推進

2 社会教育における  
部落差別問題をなくす教育の推進

3 啓発の推進(市民への啓発活動)

### 女性の人権問題

市民が男女共同参画推進の意識を醸成するための啓発活動や教育活動を推進し、女性の参画の促進や能力が発揮できる職場環境づくりのための意識啓発を推進します。

性別にかかわらず対等な立場で社会や家庭を担っていくために必要な教育の充実を図り、理解を深めていきます。

DVをはじめとした女性に対するあらゆる暴力については、意識啓発を一層充実させ、相談体制の充実を図ります。

1 あらゆる年代における  
男女共同参画への意識づくり

2 あらゆる分野における  
女性の活躍推進

3 男女が共に支えあい、  
安全・安心で住みよいまちづくり



## 子どもの人権問題

「児童の権利に関する条約」の趣旨について、大人一人ひとりが理解を深められるよう啓発をおこない、子どもが健やかに育つことができる環境づくりを一層充実していきます。

児童虐待等の人権侵害に対し、子どもの人権を保護するための体制整備に努め、子どもに直接かかわる関係職員に対する人権意識の涵養、そして子ども自身の「豊かな心と生きる力」を育む、きめ細かな教育を推進します。

1 子どもが健やかに育つ  
教育環境づくりの推進

2 子どもの安全の確保

3 子どもを虐待から  
守るための対策の推進

4 きめ細かな支援を必要とする  
子ども・子育て家庭への支援

5 子どもの相談体制の充実

6 関係職員の人権意識の醸成

## 高齢者の人権問題

高齢者の人権についての意識を高める啓発を進めていくとともに、人権侵害の防止と救済を図るための相談体制の充実に努めます。

高齢者が豊かな経験と知識や技能を活かし活動できる社会づくりや、健康寿命の延伸に向けた取り組みを推進し、高齢者を地域で見守る体制づくりにも努めます。

1 安心・安全な暮らしを支える  
サービスの推進

2 生きがい活動と社会参加の促進

3 健康づくりの推進

4 人と人とのつながりのある  
地域づくりの推進

5 認知症施策の推進



## 障がいのある人の人権問題

障がいに関する正しい理解と認識を深めるための教育・啓発活動や相談支援体制の充実を図り、あらゆる分野の活動への参加を促進するための環境づくりを進めます。

障がいのある人の就業機会の確保に向けた支援や啓発広報活動に努めるとともに、地域での生活を支えるため、障がいのある人を取り巻く環境の改善に取り組みます。

1 障がいのある人に関する  
正しい理解の促進

2 障がいのある人の権利の擁護

3 障がいのある人の自立と  
社会参加の促進

4 生活環境における  
バリアフリー化の推進

## 外国人の人権問題

多文化共生社会の実現に向けて、互いの人権を尊重し、異なる考え方や文化・習慣の違いを理解し受け入れるための教育・啓発を推進します。

国際理解及び人権意識の高揚のための啓発活動や交流活動による相互理解の促進等とともに、外国人へのさまざまな情報の提供や相談・支援体制の充実を図ります。

1 多文化共生・国際交流に  
関する事業の推進

2 情報の提供と相談支援の充実

3 国際理解の推進



## さまざまな人権問題

### インターネットによる人権侵害 .....

インターネット利用者の一人ひとりが、個人の責任を十分に理解し、個人のプライバシーや人権、名誉に関する正しい理解や認識を深めるための啓発活動を推進します。

児童生徒やその保護者に対し、学校教育や家庭教育を通じて適切な利用について理解を図っていきます。

### 性的少数者の人権問題 .....

LGBTQ※を含む性的少数者、それぞれの方が感じている困難等への理解を深められるよう「性的指向」や「性自認(性同一性)」、また「多様な性があること」についての正しい理解を図り、不当な差別や偏見にさらされることなく、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向けた教育・啓発を推進します。

※LGBTQ:レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(出生時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人)、クエスチョニング(自分の心の性や好きになる性が定まらない人)の頭文字を並べた言葉で、性的少数者の総称の一つ。

### HIV感染者等／ハンセン病患者・元患者・その家族／ その他の感染症患者等の人権問題 .....

#### HIV感染者等

性感染症予防を含め、具体的な知識や情報の提供、人権の尊重など総合的な視点から啓発を推進します。

#### ハンセン病患者等

患者・元患者・その家族に対する偏見と差別が解消されるよう、ハンセン病に対する正しい知識と理解の普及を図ります。

#### その他の 感染症患者等

新型コロナウイルス感染症などの新興感染症をはじめとしたその他の感染症等について、患者やその家族、支援者等に対する人権問題が生じることがないように、正しい知識と理解の普及を図ります。





## 犯罪被害者とその家族／ 刑を終えて出所した人の人権問題

### 犯罪被害者等

犯罪被害者、その家族の支援に関し、関係機関等と連携して啓発の推進に努めるとともに、支援をおこなう民間団体や相談窓口の周知を図ります。

### 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人等に対する、差別や偏見の解消に向けた啓発に努めるとともに、人権擁護委員等による相談業務の周知を図ります。

## プライバシーの保護

「飯塚市個人情報保護条例」に基づき、本人の個人情報の開示、訂正等を求める権利を保障することにより、個人情報の収集、保管、利用及び提供の適正化を図ります。

住民票の写し等の不正取得等による権利侵害を防止することを目的とした「本人通知制度」の周知・啓発をおこない、制度の充実を図ります。

## 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題

北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権侵害であるとともに、重大な人権侵害であるとの認識のもと、拉致問題についての市民の関心や認識を深めるよう意識啓発を図り、さまざまな機会を通して正しい知識の普及や周知・啓発を推進します。

## その他の人権問題

アイヌの人々に対する偏見や差別の問題、ホームレスの人権問題、人身取引の問題、東日本大震災に起因する人権問題とともに、社会情勢の変化に伴って発生する新たな人権問題についても、それぞれ必要に応じて正しい理解と認識を深め、解決を図るための教育・啓発に努めます。

2022年(令和4年)3月

[発行] 飯塚市

[編集] 飯塚市市民協働部 人権・同和政策課

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩5番5号

TEL 0948-22-5500(代) FAX 0948-22-5526

本計画の詳細内容は、  
飯塚市役所のホームページをご覧ください。  
<https://www.city.iizuka.lg.jp>

